

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	建設局公園緑化部調整課(06-6615-6723) 経済戦略局スポーツ部スポーツ課(06-6469-3870)													
処分担当名	当該都市公園・有料施設を担当する指定管理者 ・長居わくわくパークプロジェクトチーム(長居公園内有料施設指定管理者) ・新生ビルテクノ・東急スポーツオアシス・ゼット共同事業体(「旭プール・児童プール」指定管理者) ・鶴見緑地スマイルパートナーズ(咲くやこの花館等鶴見緑地内有料施設指定管理者) ・一般財団法人 大阪スポーツみどり財団(「南港中央野球場・南港中央庭球場」指定管理者) ・靱公園&地域デザイングループ(靱公園内有料施設指定管理者) ・大阪城パークマネジメント共同事業体(大阪城公園内有料施設指定管理者) ・公益財団法人大阪武道振興協会(「大阪城弓道場」指定管理者)													
処分の名称	都市公園の代行施設における有料施設の使用許可													
概 要	都市公園の代行施設における有料施設の使用許可について規定しています。													
根拠法令等 及び条項	大阪市公園条例第9条の2 (http://www1.g-reiki.net/reiki37e/reiki.html)													
審査基準	◎次の各号のいずれかに該当するときは、指定管理者は、有料施設の使用を許可することができません。 大阪市公園条例第9条の3 次の各号のいずれかに該当するときは、代行施設の指定管理者は、代行施設の使用を許可してはならない。 (1) 公安または風俗を害するおそれがあるとき (2) 施設または附属設備を損傷するおそれがあるとき (3) 管理上支障があるとき (4) 暴力団の利益になるとき (5) その他不適当と認めるとき ◎使用する施設に応じて、次の要件を満たすことが必要です。 (1) 大阪城野球場・長居運動場・鶴見緑地運動場 硬式・準硬式野球用のボールを使用してはならない。 (2) 水泳場・児童水泳場 使用できる者を下表のとおりとする。 <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th colspan="2">種別</th><th>使用できる者</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">水泳場</td><td>水深1.3mを超えるもの</td><td>中学生以上のもの</td></tr> <tr> <td>水深0.8m以上 1.3m以下のもの</td><td>中学生以上のもの及び 成年者が同伴する小学生</td></tr> <tr> <td rowspan="2">児童 水泳場</td><td>水深0.7m以上 0.8m以下のもの</td><td>小学生のもの</td></tr> <tr> <td>その他の児童水泳場</td><td>小学生以上のもの及び 成人者が同伴する幼児</td></tr> </tbody> </table>	種別		使用できる者	水泳場	水深1.3mを超えるもの	中学生以上のもの	水深0.8m以上 1.3m以下のもの	中学生以上のもの及び 成年者が同伴する小学生	児童 水泳場	水深0.7m以上 0.8m以下のもの	小学生のもの	その他の児童水泳場	小学生以上のもの及び 成人者が同伴する幼児
種別		使用できる者												
水泳場	水深1.3mを超えるもの	中学生以上のもの												
	水深0.8m以上 1.3m以下のもの	中学生以上のもの及び 成年者が同伴する小学生												
児童 水泳場	水深0.7m以上 0.8m以下のもの	小学生のもの												
	その他の児童水泳場	小学生以上のもの及び 成人者が同伴する幼児												
標準処理期間	即時													
経由日数	—													
提出先	当該施設の指定管理者													
提出時期	随時													
提出方法	当該施設の指定管理者へ提出してください。													
手数料	なし													
相談窓口	当該施設の指定管理者													
ホームページ	http://www.city.osaka.lg.jp/kensetsu/page/0000018630.html													
備考(参考)														